（使用前確認の申請）

第二条の五　法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲

四　使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二条の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量）

五　使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法

六　使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七　使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム

八　使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類

五　使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

六　前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

３　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

４　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（施設検査の申請）

第二条の二　法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　検査を受けようとする使用施設等の範囲

四　使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。次項及び第二条の五において同じ。）

［号を加える。］

五　受けようとする検査の期日、場所及び種類

［号を加える。］

［号を加える。］

２　法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲

四　変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量

五　受けようとする検査の期日、場所及び種類

３　前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

［項を加える。］

（施設検査の実施）

第二条の三　法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

（施設検査実施要領書）

第二条の三の二　原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。